

議案第40号

平成24年度

和水町特別養護老人ホーム事業会計
補正予算書

平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

平成24年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,539千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日 提出

和水町長 坂 梨 豊 昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入		454,133	△12,495	441,638
	1. 介護給付費	386,752	△13,494	373,258
	2. 自己負担金	67,381	999	68,380
2. 分担金及び負担金		1,504	△50	1,454
	1. 負担金	1,504	△50	1,454
3. 使用料及び手数料		1,340	△320	1,020
	1. 使用料	1,340	△320	1,020
4. 国庫支出金		0	0	0
	1. 国庫補助金	0	0	0
5. 財産収入		422	△82	340
	1. 財産運用収入	422	△82	340
6. 寄付金		1	0	1
	1. 寄付金	1	0	1
7. 繰越金		14,466	4,408	18,874
	1. 繰越金	14,466	4,408	18,874
8. 諸収入		1,100	0	1,100
	1. 雑入	1,100	0	1,100
歳 入	合 計	472,966	△8,539	464,427

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		431,072	△7,940	423,132
	1. 施設管理費	431,072	△7,940	423,132
2. サービス事業費		37,478	△296	37,182
	1. 居宅サービス事業費	37,478	△296	37,182
3. 支援事業費		3,416	△303	3,113
	1. 生きがい支援事業費	3,416	△303	3,113
4. 予備費		1,000	0	1,000
	1. 予備費	1,000	0	1,000
歳 出	合 計	472,966	△8,539	464,427

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入	454,133	△12,495	441,638
2. 分担金及び負担金	1,504	△50	1,454
3. 使用料及び手数料	1,340	△320	1,020
5. 財産収入	422	△82	340
6. 寄付金	1	0	1
7. 繰越金	14,466	4,408	18,874
8. 諸収入	1,100	0	1,100
歳入合計	472,966	△8,539	464,427

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	431,072	△7,940	423,132	0	0	△16,630	8,690
2. サービス事業費	37,478	△296	37,182	0	0	3,683	△3,979
3. 支援事業費	3,416	△303	3,113	0	0	0	△303
4. 予備費	1,000	0	1,000	0	0	0	0
歳出合計	472,966	△8,539	464,427	0	0	△12,947	4,408

2 歳 入

(款) 1. サービス収入 (項) 1. 介護給付費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 施設介護サービス費収入	340,272	△12,869	327,403	1. 施設介護サービス 費収入	△12,869	施設介護サービス費収入 △12,869
2. 居宅介護サービス費収入	46,480	△625	45,855	1. 短期入所生活介護 費収入	△3,625	短期入所生活介護費収入 △3,625
				2. 通所介護費収入	3,000	通所介護費収入 3,000
計	386,752	△13,494	373,258			

(款) 1. サービス収入 (項) 2. 自己負担金

1. 施設介護自己負担金収入	58,801	816	59,617	1. 施設介護自己負担 金収入	816	施設介護 816
2. 居宅介護自己負担金収入	8,580	183	8,763	1. 短期入所自己負担 金収入	△500	短期入所生活介護 △500
				2. 通所介護自己負担 金収入	683	通所介護 683
計	67,381	999	68,380			

(款) 2. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

2. 短期入所特別支援事業負担 金	54	△50	4	1. 短期入所特別支援 事業負担金	△50	短期入所特別支援事業負担金 △50
計	1,504	△50	1,454			

(款) 3. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

1. 給食サービス使用料	1,080	△250	830	1. 給食サービス使用 料	△250	給食サービス使用料 △250
3. 短期入所特別支援使用料	76	△70	6	1. 短期入所特別支援 使用料	△70	短期入所特別支援使用料 △70
計	1,340	△320	1,020			

(款) 5. 財産収入 (項) 1. 財産運用収入

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 利子及び配当金	422	△82	340	1. 利子及び配当金	△82	特老建設基金利子 △82
計	422	△82	340			

(款) 7. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	14,466	4,408	18,874	1. 前年度繰越金	4,408	前年度繰越金 4,408
計	14,466	4,408	18,874			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 施設管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	431,072	△7,940	423,132	0	0	△16,630	8,690	2. 給料	243	一般職給料	243
								3. 職員手当等	△853	時間外勤務手当	△290
										職員期末勤勉手当	△296
										退職手当組合特別負担金	158
										夜間介護手当	△372
										夜間勤務手当	110
										介護職員処遇改善手当	△163
								4. 共済費	26	一般職共済組合負担金	26
								7. 賃金	△1,000	賃金	△1,000
								9. 旅費	△250	費用弁償	△250
								11. 需用費	△1,050	光熱水費	1,400
										賄材料費	△2,450
								12. 役務費	△150	手数料	△150
								13. 委託料	△622	施設管理委託料	97
										廃棄物処理委託料	△219
										嘱託医委託料	△500
								14. 使用料及び賃借料	△2,452	使用料	△2,231
										借上料	△221
								15. 工事請負費	△1,050	工事請負費	△1,050
								18. 備品購入費	△600	庁用備品購入費	△600
								19. 負担金、補助及び交付金	△100	会議負担金	△100

(款) 1. 総務費 (項) 1. 施設管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								25. 積立金	△82	特老基金積立金	△82
計	431,072	△7,940	423,132	0	0	△16,630	8,690				

(款) 2. サービス事業費 (項) 1. 居宅サービス事業費

1. 居宅サービス事業費	37,478	△296	37,182	0	0	3,683	△3,979	3. 職員手当等	△50	通勤手当	△50
								11. 需用費	△246	光熱水費	△246
計	37,478	△296	37,182	0	0	3,683	△3,979				

(款) 3. 支援事業費 (項) 1. 生きがい支援事業費

1. 生きがい支援事業費	3,416	△303	3,113	0	0	0	△303	7. 賃金	△96	賃金	△96
								11. 需用費	△207	光熱水費	△207
計	3,416	△303	3,113	0	0	0	△303				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計			
補正後	50		150,256	105,637	255,893	50,172	306,065	
補正前	50		150,013	105,983	255,996	50,146	306,142	
比 較	0		243	△ 346	△ 103	26	△ 77	

職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	子ども 手 当 (千円)	時間外 手 当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	退職手当 (千円)	退職手当 特別 (千円)	夜間介護 手 当 (千円)	夜間看護 手 当 (千円)	介護職員処 遇改善手当 (千円)
	補正後	50,794	1,834	2,984	914	1,980	920	32	360	30,375	2,232	3,828	4,080	5,304
	補正前	51,090	1,884	2,984	914	1,980	920	32	360	30,375	2,232	3,828	4,080	5,304
	比 較	△ 296	△ 50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	243	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分	243	
		昇給期間短縮に伴う増加分		
		そ の 他 増 減 分		
職員手当	△ 346	制度改正に伴う増減分		
		そ の 他 増 減 分	△ 346	期末勤勉手当及び通勤手当の減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	医療職(二)	医療職(三)	技能労務職
補正後	平均給料月額(円)	366,361	306,167	271,556	237,169
	平均給与月額(円)	395,661	310,267	289,569	278,492
	平均年齢(歳)	51.3	55.0	42.8	45.2
補正前	平均給料月額(円)	366,408	306,083	270,676	234,412
	平均給与月額(円)	395,708	310,183	288,689	275,320
	平均年齢(歳)	51.3	55.0	42.8	44.8

イ 初任給

区 分	行政職	医療職〔二〕	医療職〔三〕	技能労務職	国 の 制 度			
					行政職	医療職(二)	医療職(三)	技能労務職
高校卒	140,100	—	—	137,200	140,100	—	—	137,200
大学卒	172,200	短 156,000	短3 188,900	—	172,200	短 156,000	短3 188,900	—
		大 178,200	大 201,100			大 172,200	大 201,100	

ウ 級別職員数

区 分	行政職			医療職（二）			医療職（三）			技能労務職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	6級		0.0	4級		0.0	4級	1	16.7	4級	15	37.5
	5級	1	33.3	3級	1	100.0	3級		0.0	3級	14	35.0
	4級	1	33.3	2級		0.0	2級	5	83.3	2級	7	17.5
	3級	1	33.3	1級		0.0	1級		0.0	1級	4	10.0
	2級		0.0			0.0			0.0			0.0
	1級		0.0			0.0			0.0			0.0
	計	3	100.0	計	1	100.0	計	6	100.0	計	40	100.0
補正前	6級		0.0	4級		0.0	4級	1	16.7	4級	15	37.5
	5級	1	33.3	3級	1	100.0	3級		0.0	3級	14	35.0
	4級	1	33.3	2級		0.0	2級	5	83.3	2級	4	10.0
	3級	1	33.3	1級		0.0	1級		0.0	1級	7	17.5
	2級		0.0			0.0			0.0			0.0
	1級		0.0			0.0			0.0			0.0
	計	3	100.0	計	1	100.0	計	6	100.0	計	40	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主事・保育士	主事・主任保育士	課長補佐・係長・ 参事・主任保育士	課長補佐・係長・ 参事	課長・課長補佐	総務課長
医療職（二）	栄養士	栄養士	栄養士・主任栄養 士	栄養士・主任栄養 士		
医療職（三）	准看護師	保健師・看護師	保健師・看護師	保健師・看護師		
技能労務職	技能、労務の職務	相当の技能、経験 を有する職務	主任又は、高度な技能 経験を必要とする職務	主任又は、極めて高度 な技能経験を必要とす る職務		

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	1.90	2.05	3.95	有	
補正前	1.90	2.05	3.95	有	
国の制度	1.90	2.05	3.95	有	

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤務の者	25年勤務の者	35年勤務の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)		
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	国と同じ	
国の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

カ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		行政職	医療職 (二)	医療職 (三)	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	8.81. %			20.90%	8.04%
支給対象職員の比率 (%)	72.00%			100.0%	85.00%
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間介護手当・夜間看護手当・介護職員処遇改善手当				

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	異なる	片道2キロメートル以上5キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律2,000円。
		片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律4,100円。
		片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律6,500円。
		片道15キロメートル以上の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律8,900円。
		県又は一部事務組合等への派遣職員については、熊本県職員の通勤手当に関する規則に準じて支給。